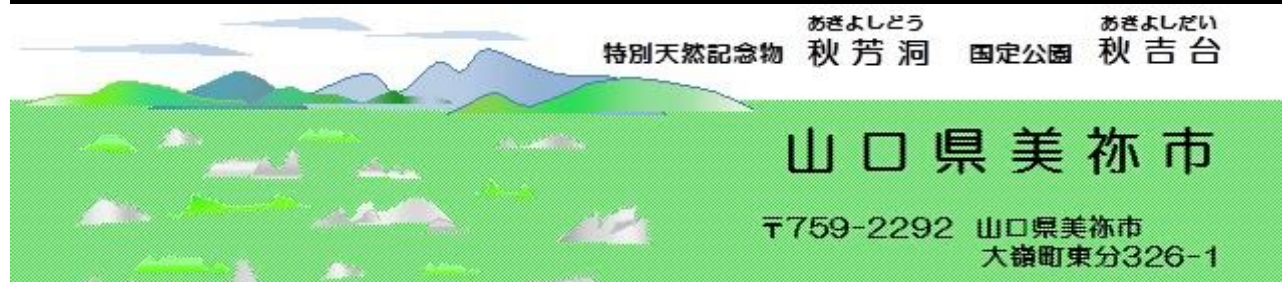




報道関係機関各位

発信年月日	令和 8 年 9 月 30 日	送付枚数（本紙含む）	2 枚
担当部課名	部課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号
総務企画部総務課	柳瀬 勝美	大塚 享 服部 敦子 石原 雅人	0837-52-1111

件 名	本庁舎等の開庁時間変更について
内 容	持続可能な行政サービスの提供と業務効率化に向けた取り組みの一環として、開庁時間の変更を下記のとおり試行実施いたします。 記 1 背景・目的 (1) 市民サービスの充実 各種証明書のコンビニ交付やオンライン手続の拡充による利便性向上（広報・周知活動の充実） (2) 職員の働き方改革の推進 時間外勤務の縮減やワークライフバランスの向上、ミーティング時間の確保 (3) 施設運営等の効果 光熱費（電気料金）、時間外勤務手当等の経費削減 2 開始日 令和 9 年 1 月 13 日から令和 9 年 9 月 30 日まで 3 変更後の開庁時間 9 時 00 分から 16 時 30 分 4 対象施設 市役所本庁舎本館・別館、各総合支所 各出張所・公民館



★報道発表資料は、市ホームページに掲載しています。【トップページ＞行政情報＞広報・広聴＞報道発表】

市役所等の開庁時間 を変更します。(※試行)



開始日

令和 9 年 1 月 13 日(水)～

※ 令和 9 年 9 月末までは **試行期間** として、見直しなどが必要な事項の抽出・検討・改善を行います。

変更後の開庁時間

9時00分から16時30分まで

※ 電話の受付時間は、
これまでどおり8時30分から17時15分で行います。

対象施設

○市役所本庁舎本館・別館

○各総合支所 ○各出張所・公民館

※ 図書館、秋吉台科学博物館・化石館などの博物館、保育園などの開館時間は、これまでどおりです。

※ 各公民館、体育施設などの利用時間は、これまでどおりです。

問合せ先 美祢市総務企画部総務課

(電話 0837-52-1111)